

独立行政法人自動車事故対策機構の見直し

平成28年8月29日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車の輸送の安全確保のための指導等を行う安全指導業務、自動車事故被害者等への身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行う被害者援護業務、自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究等を行う自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故発生の防止と被害者保護を増進することにより、安全・安心・快適な車社会を実現する役割を担っている。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、安全指導業務について、全国50支所の体制によりユニバーサルサービスを確保しながら、同業務への民間参入促進に向けた質の維持のための支援を積極的に行うとともに、これら民間参入等により生ずる経営資源を活用して自動車事故被害者等に対する生活面及び精神面からの支えを一層強化し、また、これら自動車事故被害者等を支えている立場から、自動車アセスメントについて、事故実態に基づき効果的に事故の被害を削減するためにその内容を充実させていくことが求められている。

機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながらよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 安全指導業務等

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の方針や昨今の自動車運送事業者による重大事故の発生を受けた安全対策の強化・徹底を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（1）全国の自動車運送事業者に対する安全指導の実施

安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、適

性診断の機構支所以外での受診も含め、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）とともに、民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。

特に、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた総合的な対策では、運行管理の強化や適性診断の充実など再発防止策を講ずることとしており、機構は、これに適切に対応していく。

【上記措置を講ずる理由】

全国には約 12 万の自動車運送事業者がおり、各事業者が複数の運行管理者及び運転者を抱えている中、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に差が生じることのないよう、全国の自動車運送事業者に対して指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供することは、安全指導業務の実施機関として中心的な役割を果たしてきた機構の重要な業務である。さらに、軽井沢スキーバス事故の発生を受けた安全対策の強化・徹底として、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、対策に応じた確実な実施が求められるところである。

また、民間参入の促進についても、参入希望者に対する機構の知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られる。

2. 被害者援護業務

自動車事故被害者等への支援を更に充実させるため、以下の措置を講ずる。

(1) 療護施設の設置・運営

引き続き、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、質の高い治療・看護の実施、療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果の他の医療機関等への普及促進、在宅介護に向けた支援を行う。療護施設の今後のあり方については、現状及び今後の課題等について整理した上で、検討を進める。

【上記措置を講ずる理由】

自動車事故による遷延性意識障害者のための治療・看護を専門に行う病院は療護施設のみであり、昭和59年2月の千葉療護センター開設以来、療護施設全体の入院者累計は1,322名（平成27年度末）に至っており、そのうち運動・認知機能などに良好な改善が見られ、遷延性意識障害からの脱却を果たした退院者は342名と全体の約26%を占めているほか、脱却に至らなかった方にも治療改善効果が認められ、大きな成果を上げている。

療護施設における取組は、多くの自動車事故被害者団体からも高い評価を受けており、今後も一人でも多くの遷延性意識障害者の方が治療・看護を受ける機会を提供するため、引き続き質の高い治療・看護を実施する療護施設を運営していく必要がある。

一方、療護センターの老朽化等の今後検討を要する課題に対しては、上記のとおり引き続き公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護施設全体の課題を整理した上で、そのあり方について検討を進める必要がある。

（2）介護料の支給等

引き続き、重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行うとともに、受給者の各家庭に個別に訪問する訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するため、情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等により、訪問支援の質的な向上を図る。

【上記措置を講ずる理由】

介護料の支給は、自動車事故における被害者の自動車損害賠償責任保険制度による保険金や一時金として支払われる損害賠償金だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るものである。

機構では、介護料の支給による経済的支援に留まらず、介護料受給者宅への訪問支援や家族間の交流会の開催、介護家族のレスパイトも目的とした短期入院・短期入所の利用促進、介護者なき後問題に対応した情報提供等の精神的支援についても併せて行っており、特に、訪問支援については、精神的に孤立しがちな自動車事故被害者家族等にとって欠かせないものであり、様々な家庭環境に応じた対応により、多くの被害者の方々からも高い評価を受けている。今後も一人でも多くの交通事故被害者の方々を経済的・精神的の両面で支えるため、引き続き介護料の支給と訪問支援等を一体として実施するとともに、支援

内容の一層の充実・強化を図る必要がある。

(3) 交通遺児等への生活資金の貸付け

引き続き、交通遺児等に対して生活資金の貸付けを行うとともに、交通遺児等同士の交流を促進するための「友の会の集い」や「友の会コンテスト」の開催、交通遺児家族等同士の交流を促進するための「保護者交流会」の開催といった精神的な支援により、交通遺児等の健全な育成を図るほか、債権管理・回収の一層の強化を行う。また、貸付けの対象者である交通遺児等のニーズを把握し、最適な支援のあり方について検討する。

【上記措置を講ずる理由】

交通遺児等への生活資金の貸付けは、交通事故による被害者の保護を図る観点から、生活困窮に陥っている交通事故被害者又はその家族に対し、生活維持に必要な最低限度の生活資金を貸し付けているものである。義務教育終了前の交通遺児等への生活資金の貸付けは、機構以外に実施している法人は無く、生活困窮に陥っている家族等のセーフティネットの役割を果たしている。

さらに、経済的支援のみならず、交通遺児や家族等による「友の会の集い」「友の会コンテスト」及び「保護者交流会」の開催等、精神的に孤立しがちな交通事故被害者家族等にとって欠かせない精神的支援についても合わせて実施することで、多くの被害者の方々からも高い評価を受けている。今後も一人でも多くの交通事故被害者の方々を経済的・精神的の両面で支えるため、引き続き生活資金の貸付けを実施するとともに、その支援のあり方については利用者のニーズを的確に把握して改善していく必要がある。

3. 自動車アセスメント情報提供業務

引き続き、自動車の衝突安全性能及び予防安全性能並びにチャイルドシートの安全性能について、試験の実施と安全性能評価を行い、評価結果をよりわかりやすく発信するとともに、自動車アセスメント評価検討会において示されたロードマップに基づき、新たに導入又は変更が予定されている評価項目について順次拡大していくほか、全国の支所における広報活動の強化を進める。これらの取組により、消費者がより安全な自動車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な自動車の開発を促進することにより、安全な自動車の普及促進を図る。

【上記措置を講ずる理由】

自動車アセスメントは、自動車事故の防止及び自動車事故による被害の削減を目的として、消費者がより安全な自動車を選択できるよう、自動車の安全性能に関する評価を行い、その結果を比較情報等として公表するものであり、安全な自動車の普及に欠かせないものとなっている。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等において、自動車アセスメントについては、消費者による選択を通じた安全性能の高い自動車の普及促進を図るものであり、消費者の立場、被害者の立場に立った機構で実施することとされたことを踏まえ、事故実態に基づき効果的に事故の被害を削減するように自動車アセスメントの試験及び公表内容を充実させているところであり、引き続き、機構において実施していく必要がある。

第3 組織の見直し

（1）組織形態の見直し

安全指導業務におけるユニバーサルサービスを確保するとともに、自動車事故被害者等への支援の充実、自動車ユーザーによる安全な自動車の選択のための取組を実施するため、引き続き、自動車事故発生の防止と被害者保護の増進による安全・安心・快適な車社会を実現するため、現在の組織形態を維持する。

（2）組織体制の整備

第3期中期目標期間において、安全指導業務から被害者援護業務へ経営資源をシフトして被害者援護業務の充実を図ってきたところであるが、上記（1）の3つの取組を実施していくため、引き続き、現在の組織体制で安全指導業務、被害者援護業務、自動車アセスメント業務を一体的に実施する。

（3）支部事業所等の見直し

安全指導業務は全国の自動車運送事業者に対する輸送の安全確保のための指導等、被害者援護業務は全国の重度後遺障害者等に対する支援、自動車アセスメント業務は全国津々浦々まで多くのユーザーに周知を図ることが必要であるため、引き続き、全国50支所の体

制を最大限活用していく。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

(2) 内部統制の向上

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

(3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(4) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化を推進する。

2. 財務内容の改善

(1) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用すると

もに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(3) 給与水準の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、給与水準については法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることを鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(4) 官民競争入札等の導入

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札の積極的な導入を推進し、サービスの質の維持・向上と経費削減を図るため、インターネット適性診断システム（ナスバネット）の保守について、民間競争入札を実施する。

(5) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記 1 (1) ～ 2 (6) のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。